

豊島区 平成30年度～
平成35年度
(2018～2023)
地域保健福祉計画
概要版

平成30(2018)年3月 豊島区



表紙にデザインされているのは、書家の金澤翔子さんの作品です。この「共に生きる」のもつ力強いメッセージは、豊島区が掲げる本計画の理念やめざす姿に通じることから、今回、金澤さんのご協力のもと、表紙へ使用させていただきました。

なぜ今、地域保健福祉が求められるのか

社会を取り巻く状況

- 少子高齢化や核家族化、プライバシー意識の高まりなどを背景に、地域住民のつながりが希薄化しています。
- 価値観の多様化や格差の拡大など、地域社会を取り巻く環境も大きく変化し続けています。
- そのような状況の中で、8050問題、ごみ屋敷、虐待、孤立死、貧困の連鎖など、さまざまな社会問題が表面化しています。

豊島区特性

- 日本一の高密都市であること、人口の流動性が高いこと、単身世帯、特に一人暮らし高齢者の割合が高くなっていること、外国人の割合が高いことなど、都市的特徴が顕著です。
- オートロックマンションの増加、町会の加入率の低下、近所付き合いの希薄化など、これまでのようなコミュニティによる支え合いが難しくなっています。
- 子育てや介護などの負担が重なる40代が特に疲弊している（ダブルケア）というアンケート結果も出ており、これまでの福祉では支援の対象と見られてこなかった人々への対応も大きな課題となっています。



解決の視点

- これらの多様で複雑化した課題は、行政で対応できる範囲をはるかに超えており、あらためて地域での支え合いや福祉コミュニティ形成の重要性が問われています。
- 今後の地域保健福祉を推進するためには、行政と区民や活動団体、民間企業も含めた地域の力を結集することが重要になります。

コラム

「ごみ屋敷」の事例から、一人の課題と地域の課題について考える

地域には、助けを求めることもできず、周囲からも孤立している人々がいます。いわゆる「ごみ屋敷」の住人を例にすると、こうした人々は、近隣住民から見ると「気づいていても何もできない」、ときには「排除」の対象にすらなってしまう場合もあります。

しかし、こうした課題を抱えた人々が共通して社会的孤立の状況にあることに地域が気づくことで、例えば、相談支援の専門員が本人に寄り添い信頼関係を築く一方、近隣住民が片づけ等に参加することによって、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができ、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる、ということも考えられます。

つまりこれは、当事者個人の課題であると同時に、地域における課題としてとらえることができるわけです。ひとつひとつは「一人」の課題ですが、近隣住民もいっしょに解決に取り組むことで、他人事だった住民が「私たちにもこんなことができるんだ」という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちに「何かができるかもしれない」という意識が生じ得る。こうした体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていくのかもしれません。

I 地域の保健福祉に関して共通して取り組む事項

「虐待防止・権利擁護」を例に見ると・・・

地域保健福祉計画（平成30年度～平成35年度）

取り組み方針

虐待防止および 権利擁護体制の強化

- 地域の多様な主体による見守り活動を促進することにより、地域の目を増やし、高齢者、障害者、子ども等への虐待や権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- 暴力・虐待、権利侵害等の発見を速やかに支援につなげていくため、相談・通報窓口等の周知を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

- コミュニティソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカー、相談支援包括化推進員（仮称）などの働きかけにより、関係機関相互の連携をさらに強化し、組織的な対応を図っていきます。
- 認知症高齢者の増加や障害者の高齢化などを踏まえ、成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会の福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」との連携強化により権利擁護体制の充実を図るとともに、成年後見制度の普及・啓発、関係機関とのネットワークづくりなどを推進していきます。

- 各分野の個別計画において、対象者ごとの取り組みを具体化
- それぞれの計画において、具体的な事業等により、目標を実

具体化

具体化

高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 （平成30年度～平成32年度）

施策3-2

権利擁護・虐待防止の推進

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、地域で安心して生活できるよう権利擁護体制の充実を図ります。
- 高齢者虐待について、家族の負担軽減などによる未然防止や、高齢者総合相談センターを中心とした関係機関との連携による対応を図ります。
 - (1) 社会貢献型後見人の養成
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 高齢者虐待の防止
 - (4) 消費者被害の防止

実現

- 成年後見制度関係事業
- 高齢者虐待防止事業
- 緊急ショートステイ支援事業

障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （平成30年度～平成32年度）

施策3

差別解消と権利擁護の推進

- 障害を理由とした不当な差別や虐待の防止、障害者の人権擁護に向けた取り組みを地域全体で共有していきます。また、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度等権利擁護の取り組みを推進します。
 - (1) 障害者の権利を守る取り組みの充実
 - (2) 成年後見制度利用支援の周知

実現

- 障害を理由とする差別の解消に関する取り組み
- 障害者虐待防止対策支援事業
- 成年後見制度利用支援
- 福祉サービス権利擁護支援室の運営

分野別施策

取り組み事業



個別計画との関係)

「地域保健福祉計画」で共通して取り組む事項の基本的な方向性を示します

- 障害者権利擁護協議会を中心に障害者差別解消のための取り組みを推進し、解決のための検討を行います。
- 区は、豊島区子どもの権利に関する条例にもとづき、子どもの権利の観点から施策の充実を図るほか、平成33(2021)年度を目途に「児童相談所」を設置し、子ども家庭支援センター等との連携により、子どもの権利擁護および虐待対策を総合的に推進していきます。

すす
ていきます

具体化

子どもプラン・ 子ども子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)

取組方針

要支援・要保護児童への支援

- 児童虐待の防止対策委員会を設置し、児童虐待防止に取り組むと同時に、訪問事業により親子の孤立化を防ぎ、親の子育て力向上のための支援を行うとともに、関係機関が情報共有、連携・協力することにより発生予防・早期発見に努めます。



実現

- 子ども虐待防止ネットワーク事業
- 児童虐待防止の普及・啓発
- こんにちは赤ちゃん事業
- 子育て訪問相談事業
- 親の子育て力向上支援事業

地域保健福祉

地域保健福祉計画とは？

- 高齢者、障害者、子ども、外国人といった個別の対象にと地域活動団体や関係機関との連携と協働により地域生念や基本的な方向を明らかにするものです。
- 保健福祉分野の上位計画として共通して取り組む事項を策や事業等の詳細を示していきます。

施策の方向

1 豊島区版「地域共生社会」の

豊島区のこれまでの多職種・多機関連携やコミュニティ・多機関連携やコミュニティといった強みを活かして、日豊島区ならではの地域共生社会を実現していき

2 区民の支援ニーズに目を向

目的別の施策体系により、Ⅰ 地域保健福祉に関し
Ⅱ 支援を必要とする人の生活課題に目を向け

Ⅰ 地域保健福祉に関して
共通して取り組む事項

高齢者

3 豊島区の特性を踏まえた連

4 施策の体系

施 策	
① 新たな支え合いの推進と コミュニティソーシャル ワーク機能の強化	● コミュニティ ● 地域における ● 地域区民ひろ 場所づくり ● ● 福祉教育の推
② 包括的な相談支援体制の 構築	● 専門相談支援 ● 包括的な相談
③ 問題の早期発見・ 早期対応の強化	● アウトリーチ ● 地域における
④ 地域生活支援の充実	● 地域生活を支 ● 生活困窮者等 ● 多様な働き方
⑤ 権利擁護の推進	● 人権意識の普 ● 子ども・若者
⑥ 保健福祉人材の育成とサー ビスの質の確保および向上	● 保健福祉専門
⑦ 災害時の福祉・医療・ 保健衛生体制の整備	● 災害時要援護 ● 防災対策を通
⑧ 福祉のまちづくりの推進	● まちのバリア
⑨ 福祉と文化の融合	● 文化の力を活 ● 東京オリンピ

計画のポイント

れることなくすべての人々が安心してともに暮らせるよう、継続的に支えていくため、地域保健福祉の推進における理

保健福祉に関連する各種の個別計画において、具体的な施

区民に向けて

ソーシャルワーカーの取り組み、地域区民ひろばや
高密度な持続発展都市として本区の地域特性にあった、

目的別の施策体系

通して取り組む事項」を明らかにし、
「周辺課題」や「制度の狭間」にある人々を支援します。

被害者 子ども

Ⅱ 周辺課題 制度の狭間

連携による地域保健福祉の推進

取り組み方針

ソーシャルワーカーの強化による地域づくりの推進
な支援活動の促進と担い手の養成
を活用した福祉コミュニティの拠点づくりと多彩な居
住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり

り強化 ● より身近な地域の相談先の充実
本制の確立に向けた分野横断・連携の強化

力推進による問題の早期発見・早期対応
りの推進 ● 予防の取り組みの強化

切れ目のない支援

立支援 ● 多様な社会参加の促進

けた支援 ● 多様な住まい方に向けた支援

発 ● 虐待防止および権利擁護体制の強化
困対策

の育成 ● 保健福祉サービスの質の確保および向上

への支援体制の整備

地域づくり ● 災害時の医療・保健衛生体制の構築

ー化等の推進 ● 情報アクセシビリティの強化

な地域づくり ● 多文化共生の促進

・パラリンピックを契機としたスポーツ文化の醸成

Ⅱ 周辺課題・制度の狭間

取り組み方針

地域住民や地域活動団体等との 連携と協働の仕組みづくり

- 区は、民生委員・児童委員、青少年育成委員、町会・自治会、商店会、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業、NPO法人、ボランティア、大学・専門学校などが、それぞれの役割に応じた地域活動を行い、各活動が相互に作用していく連携と協働の仕組みづくりを推進していきます。

取り組み方針

地域における新たな支え合い活動 の促進と担い手の養成

- 町会・自治会等による従来からの地域の支え合い活動を支援するとともに、ボランティアやNPO法人等による「知縁型」の支え合い活動を発掘・育成していきます。
- 地域の居場所づくりやサロン活動等についての情報発信、立ち上げ支援、各活動のネットワーク化等を進めることにより、自主的な支え合い活動の裾野を拡げていきます。

取り組み方針

アウトリーチ活動の推進による 問題の早期発見・早期対応

- ひきこもりの若者や認知症の疑いのある単身高齢者など、支援が必要であるにもかかわらず自ら支援を求めない人(求められない人)を早期に発見するため、例えば一人暮らし高齢者等への全戸訪問などの積極的なアウトリーチ活動を行い、必要に応じて関係機関による支援、見守りにつなげていきます。

取り組み方針

地域における見守りの推進

- 民生委員・児童委員、青少年育成委員、高齢者総合相談センターの見守り支援事業担当をはじめ、町会・自治会、商店会、高齢者クラブ、NPO法人、地域福祉サポーター等のボランティアなど、多様な主体による見守り活動を促進するとともに、各活動のネットワーク化を進めます。
- 民生委員・児童委員、町会・自治会、コミュニティソーシャルワーカー等の連携により、災害時用の要支援者地域共有名簿を活用した平時からの見守り支援体制を構築していきます。

に対しては・・・

取り組み方針

コミュニティソーシャル ワーカーの強化による 地域づくりの推進

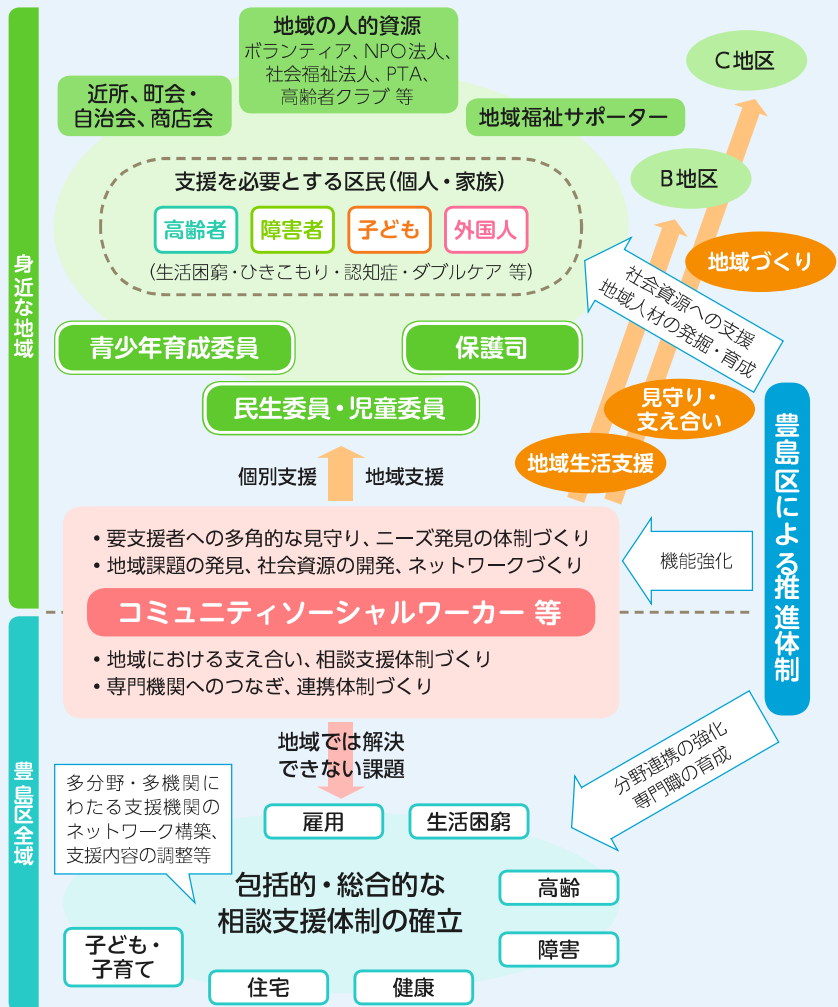
- 高齢者、障害者、子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対しては、民生委員・児童委員、青少年育成委員、保護司、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携して支援を行っていきます。
- 町会・自治会や民生委員・児童委員などとの連携をより一層高め、これまで以上にきめ細やかな相談支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカーを増員し、町会・自治会の12地区を基礎単位として、12地区ごとの地域区民ひろばに配置していきます。また、将来的にすべての地域区民ひろばに配置することを含めて検討するなど、コミュニティソーシャルワーカーの充実を図っていきます。

主な取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーの増員・強化
- 巡回相談窓口の開設
- コミュニティソーシャルワークの活動事例の蓄積・共有

各分野の個別計画では対応しきれない周辺課題や制度の狭間の課題に対しても、これまでの対象(属性)にとらわれず「支援を必要とする人」として包括的にとらえて支援策を講じていきます

コミュニティソーシャルワークと地域づくりのイメージ



取り組み方針

地域生活を支える切れ目のない支援

- 年齢やライフステージの変化による切れ目、親や配偶者の死亡等に伴う家族構成の変化による切れ目、さらには抱える問題の状況や程度の変化による切れ目などによって、必要な支援が途切れてしまうことがないよう、多角的、多面的な方策を講じていきます。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病疾患、若年性認知症など、これまでの制度では支援が十分に行き届かなかった人に対しても切れ目のない支援が行われるよう、専門相談支援の充実や医療・福祉などの関係機関のネットワーク化を推進していきます。
- いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」、「障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯」等をはじめとする複合的な支援を必要とする世帯に対して、区の関係各課、関係機関のチームアプローチにより、世帯丸ごとの支援を行っていきます。

取り組み方針

包括的な相談支援体制の確立に 向けた分野横断・連携の強化

主な取り組み

- 福祉総合フロアにおけるワンストップ相談支援体制の確立
- 相談支援包括化推進員(仮称)の配置
- 相談支援包括化推進会議(仮称)の設置

※取り組み方針は抜粋です



民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、つねに住民の立場に立って、高齢者や障害者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援なども行っています。

「集いの場・サロン」の活動

地域の人々が交流を目的に集まる場所として、区内で100を超える集いの場やサロン活動が展開されています。子育てサロンや学習会、介護予防サロンや認知症カフェなど、さまざまな活動が地域の人々によって自主的に行われています。

豊島区の地域保健福祉を支える活動・資源

コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカーは、地域福祉のつなぎ役として、誰もが暮らしやすい地域をつくるために、対象者を限定せずに区民からの総合的な福祉相談に対応する「個別支援活動」や、地域課題の解決に向けて住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等との協力による「地域支援活動」を行っています。



福祉なんでも相談窓口

社会福祉法人による地域公益活動の一環として、豊島区内で高齢者施設、障害者施設、保育園などを運営する社会福祉法人が共同で無料相談を行っています。

としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」

とこネットは、子どもたちが環境等に左右されことなく学びの機会をもてる地域をめざして、豊島区内で子どもの無料学習支援活動などを行っている団体・行政機関等が参加し結成しました。平成30年3月時点で12団体が区内18か所で無料学習会を実施しています。



豊島区民社会福祉協議会

社会福祉法にもとづき設置されている、社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。さまざまな福祉サービスに加え、ボランティア活動の支援、生活福祉資金の貸付、成年後見制度の利用促進、共同募金や歳末たすけあい運動などを行っており、区民の皆さんや福祉関係者・団体等と協力して、各時代において社会福祉制度の隙間を埋めながら、行政では対応できない分野で活動しています。



豊島区民社協キャラクター
ふくじい

あなたもできる 支え合い活動のイメージ

住民参加がなぜ必要か

住民だからこそできることがある

- 身近にいる人の問題が深刻になる前に、その前兆をつかむことができる
- 「ちょっと来て」「ちょっと手伝って」に応えられる
- 口コミで保健福祉サービスの情報などを伝えられる
- 行政制度の枠にとらわれず、「温かさ」「多彩さ」などを発揮できる

地域だからこそもてる力がある

- 地域で住民が重ねてきた助け合いや「ご近所」の底力が内在している

参加する住民にもメリットがある

- 生きがい ○ リタイア後の社会とのつながり
- 知識、経験、能力の発揮 など

担い手は？

高齢者だけでなく、学生、子育て世代、PTA、在勤者も

保健福祉分野に限らず、多様な分野で活動する人も

地域の名望家やスーパーリーダーでなくてよい

束ね役になれるキーパーソン、世話好きな人

豊島区で
やってみるなら

個人でできる活動

- 近所の人とあいさつをする ● 隣近所の人と顔見知りになり、「ちょっと来て」「ちょっと手伝って」をし合える仲になる
- 一人暮らし高齢者など気になる人がいたら、安否を気遣う（洗濯物、明かり、新聞など） ● 視覚障害者にまちで出会ったら、声をかけて案内・誘導する など

地域を通じてできる活動

- 地域で誰でも気軽に立ち寄れるサロンをつくったり、運営を手伝う ● 町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員などが実施する地域行事に参加し、手伝う ● 地域防災組織の活動に参加する など

同じ志をもつ仲間といっしょにする活動

- 既存の枠組みにとらわれず、仲間と組織をつくり活動する
- 高齢者クラブに加入し、さまざまな活動を行う ● 健康づくりなどの自主グループをつくる ● 子どもの学習支援を行う など

仕事を通じてできる活動

- 高齢者、障害者などの採用を進める ● 地域の清掃やイベントを支援する など

社会福祉協議会を通じてできる活動

- 地域福祉サポーターへの登録 ● 困りごと援助サービス事業の協力員 ● 豊島ボランティアセンターを通じて、空き時間やできる特技などを活用して、ちょっとした活動（ちょボラ）をする など

豊島区の事業を通じてできる活動

- 高齢者元気あとし事業、見守り活動協力員、認知症サポーター、介護予防サポーター（高齢者福祉課） ● 障害者サポート講座、手話講習会、スポーツのつどいボランティア（障害福祉課） ● 介護相談員（介護保険課） ● ファミリーサポート援助会員、産後サポーター（子育て支援課） など



豊島区地域保健福祉計画 平成30年度～平成35年度(2018～2023)

計画の全文は豊島区ホームページでご覧になれます。

発行：豊島区

編集：保健福祉部 福祉総務課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-3981-1111(代表)

<http://www.city.toshima.lg.jp/>

平成30(2018)年3月発行